

一般財団法人地域創造への職員派遣の概要

1. 派遣先 一般財団法人地域創造（所在地 港区赤坂二丁目）
2. 期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）
3. 募集人員 1名
4. 募集基準 一般事務の主事職又は主任職で、令和5年3月31日現在、勤続年数5年以上の概ね40歳までの者（ただし、応募者が不在の場合は、募集基準の変更もあり得るものとする。）
5. 求める人材像 派遣職員に求める人材像は以下のとおりである。
 - （1）派遣期間中は、積極的に財団事業のノウハウを会得するとともに、狛江市に戻りその経験を十二分に活用して市政運営に参画することができる職員
 - （2）派遣期間中に培った人的ネットワークを駆使して、自ら進んで市内の地域課題の解決に取り組むことができる職員
6. 募集期限等 令和4年12月13日（火）までに各所属の部長を通じて、職員課長へ申し込む。
7. 派遣者の決定 希望者との面談及び所属課長等の意見を参考に選考する。
8. 事業内容等 派遣先団体（一般財団法人地域創造。以下同じ。）は、以下に掲げる事業に取り組んでいる。
 - ①文化芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを目的としている。
 - ②財団事業として、地域における文化・芸術活動を担う人材の育成や、公立文化施設の活性化を図るための各種支援事業（クラシック音楽、現代ダンス、演劇、邦楽、美術、助成）など、多彩なプログラムを実施している。
 - ③ホールでの公演、コンサートの実施に対する助成のほか、学校にアーティストを派遣するアウトリーチ、市民対象ワークショップ、市民参加型プログラム、教職員等にアウトリーチプログラムを体験してもらうインリーチ事業等を展開している。
9. 勤務条件 勤務条件は、派遣先団体と派遣元団体（狛江市。以下同じ。）の協定により決定する。
 - （1）併任（派遣研修）

- (2) 給与は、派遣先団体の関係規程を適用し、派遣先団体から支給する。
- (3) 勤務時間、休日、休暇等の取扱いは、派遣先団体の規程を適用する。ただし、年次休暇については、派遣元団体において引き続き勤務した場合に与えられる日数を通算する。
- (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
- (5) 派遣先団体の業務のために出張した旅費は、派遣先団体の規程を適用する。
- (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
- (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
- (8) 公務災害補償は、派遣先団体はその負担において行う。
- (9) 研修は、派遣元団体が行う。健康診断は、派遣先団体の福利厚生制度を適用する。ただし、派遣元団体の制度の適用を妨げるものではない。
- (10) 分限は、派遣先団体、派遣元団体両者協議の上、派遣元団体が行う。懲戒は、派遣先団体、派遣元団体それぞれ行うことができる。ただし、派遣先団体が行う場合は、あらかじめ派遣元団体に協議するものとする。